

(別添 1)

【丸森町】
端末整備・更新計画

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
① 児童生徒数	681	648	621	584	539
② 予備機を含む 整備上限台数		745	275		
③ 整備台数 (予備機除く)		382	239		
④ ③のうち 基金事業によるもの		382	239		
⑤ 累積更新率		58.95%	100%	106.33%	115.21%
⑥ 予備機整備台数		57	35		
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの		57	35		
⑧ 予備機整備率		14.9%	14.6%		

※①～⑧は未到来年度等にあつては推定値を記入する

(端末の整備・更新計画の考え方)

学習者用端末、予備機の整備については、令和 7～8 年度の 2 年間で実施する。

指導者用端末の整備については、令和 7 年度に実施する。

令和 7 年度：学習者用（小学校 3～5 年、中学校 1～2 年）、予備機、指導者用端末

令和 8 年度：学習者用（小学校 1～3 年、中学校 1 年）、予備機

令和 11 年度まで“1 人 1 台端末”を維持できる台数を整備する。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数：756 台

○処分方法

・小型家電リサイクル法の認定事業者に再使用・再資源化を委託：756 台

○端末のデータの消去方法 ※いずれかに○を付ける。

・自治体の職員が行う

○☒処分事業者へ委託する

○スケジュール（予定）

令和 8 年度共同調達以降、すべての学習者用端末の更新完了後に処分を行う。

○その他特記事項